



健康情報：患者の権利保護 Health Information: Protecting Patient Rights

ICN の所信：

患者は自らの健康について十分に知らされる権利を有する。これと同様に、健康記録及び他の個人情報源についてのプライバシーの保護や守秘義務に必要な手段がとられ、同時に、情報の携行性及び情報へのアクセスが促進されることを期待する権利を有している。これは、手動システムからあらゆる情報通信技術にわたり適用される。国際看護師協会 (ICN) は、ヘルスケア・サービスを受ける人々が、自身の健康に関する情報の第一の所有者と見なされるべきであり、自らの健康情報にアクセスする権利、また自分の健康情報を他者と共有するかどうかを決定する権利を有する。

このことは、自らの健康上の問題に関する情報、ケア提供者が提案または実施した行動、及びその行動の結果や影響等をさす。個々の看護師は、患者のプライバシーの権利に関連した、その国における権利、責任、プロトコル及び法規に精通しているべきである。また、個々の看護師は、ケアを向上するために、適切な倫理的及び法的保護措置を行った上で情報を共有する義務があることを認識すべきである。

看護専門職団体は、看護師が自身の責任を理解及び果たすよう、支援すべきである。ICN は携行可能な健康記録について各国内で、また国際的なプロトコル設置の試みを支援する。このプロトコルは患者とケア提供者のケアに関する情報、理解及び関与を向上するガイドラインとして用いることができる。また、看護専門職団体は、自国で使用するために適合された各国内及び国際的な健康情報の指針の研究や導入を監視するべきであり、人々の健康情報に対する権利に関して、変化するテクノロジーの影響をも監視するべきである。

背景

保健医療と関連するサービスの計画、管理及び提供において用いられる健康やその他の情報システムは、人々のプライバシーの権利を脅かすおそれがあり、プライバシーを確保する手立てが必要である。看護師及び他の保健医療提供者は、健康情報のプライバシー保護及び守秘義務に対する患者の権利を守るために、当然かつ周到な注意を払ってケアをすべきである。看護師は、人々のプライバシーの権利について、自身の責任の下にある倫理的価値観及び法的意味を理解すべきである。

2000 年採択

2008 年・2015 年見直し・改訂

関連 ICN 所信声明：

- 看護業務の範囲
- 患者安全
- 患者への情報提供

関連 ICN 刊行物：

- ICN 看護師の倫理綱領（2012）
- 看護実践の倫理（2008）
- ガイドライン：法と職場（2010）

2015 年（公・社）日本看護協会改訳

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">* 文書中の「看護師」とは、原文では nurse(s)であり、訳文では表記の煩雑さを避けるために「看護師」という訳語を当てるが、免許を有する看護職すべてを含むものとする。* ICN 所信声明の著作権は、国際看護師協会(ICN)にあり、ICN の許可のもとに、（公・社）日本看護協会が日本語訳を作成しました。許可の無い商業目的での使用を禁止します。 |
|--|